

ホチキス止め

指導料算定資料の提出及び扶養対象児童の確認について

◆ 指導料算定資料の提出について

指導料の算定に係る資料をご提出ください。

この面に書類提出対象者全員の「令和3年分源泉徴収票」、「令和3年分確定申告書第一表及び第二表」の写しをのせて、左上でホチキス止めしてください。

なお、源泉徴収票や確定申告書の控えをご提出できない方は、**令和4年度所得・課税(非課税)証明書(全部事項証明書)**をご提出ください。

◆ 扶養対象児童の確認について

税制改正により、所得税・個人住民税における年少扶養控除等が廃止になりましたが、指導料の算定では、旧税法どおり年少扶養控除等があったものとして再計算することとなっております。

そのため、どなたがお子様を扶養されているか確認する必要がありますので、下欄の該当するところに**令和3年12月31日時点における児童の扶養状況をご記入ください。**

扶養者の氏名	0歳～15歳の扶養対象児童名 (平成18年1月2日以降 令和3年12月31日以前 生まれの児童)	16歳～18歳の扶養対象児童名 (平成15年1月2日以降 平成18年1月1日以前 生まれの児童)
氏名(父)		
氏名(母)		
氏名(祖父・祖母)		

※扶養対象児童とは、扶養者と生計を一にする児童で、令和3年中の合計所得金額が48万円以下の児童をいいます。

※扶養関係につきましてはさいたま市で調査を行う場合があります。

※源泉徴収票・確定申告書に記載の扶養対象児童と異なる場合は、扶養状況について電話等により確認する場合があります。

提出日	令和 年 月 日
第一希望クラブ	放課後児童クラブ(在室・決定済・申込中) ※在室・決定済・申込中のいずれかに○をしてください
フリガナ 児童氏名	
生年月日・学年	平成 年 月 日 第 学年